

令和6年10月1日

# 権利擁護サポーター養成研修 モデル事業について



社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

権利擁護センター



# 1. 権利擁護支援と成年後見制度利用促進をめぐる動向

## 第二期 成年後見制度利用促進計画における 地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

### 権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。

### 成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。

### 参考>関連施策の動向

#### H29.4社会福祉法改正

「地域福祉の理念」と市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

#### R 3.4 重層的支援体制整備事業:

すべての住民を対象に、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」による断らない包括的な支援体制を構築

#### R 6.1 認知症基本法:

一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進



### 共通のポイント

- ①市民が自分たちの暮らしとまちをよくするために主体的に参加
- ②分野横断の様々な主体の連携による包括的支援ネットワークの構築

# 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について（抜粋）

|                  |                               | KPI※1<br>(令和6年度末の数値目標)                      | 令和4年度                                                                                                                                                                        | 令和5年度 | 令和6年度※2 | 令和7年度                                                                     | 令和8年度 | KPI 進捗状況<br>(R4.4時点)                                                                                                                                            |
|------------------|-------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 優先して取り組む事項<br>※3 | 担い手の確保・育成等の推進                 | ・全47都道府県<br><br>・全47都道府県                    | 市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討<br><br>都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定<br><br>都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施                                                                          |       |         | 都道府県による担い手の継続的な確保・育成等                                                     |       | 担い手の育成方針の策定<br>6 / 47都道府県<br><br>市民後見人養成研修の実施<br>15 / 47都道府県<br><br>法人後見実施のための研修の実施<br>18 / 47都道府県                                                              |
|                  | 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 | ・全47都道府県<br><br>・全1,741市町村                  | 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施<br><br>市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善<br><br>全国で適切に実施する方策の検討<br><br>市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討<br>※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施                               |       |         | 都道府県による研修の継続実施                                                            |       | 市町村長申立てに関する研修の実施<br>42 / 47都道府県<br>成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し<br>高齢者関係<br>申立費用741 / 1,741市町村<br>報酬 836 / 1,741市町村<br>障害者関係<br>申立費用726 / 1,741市町村<br>報酬 821 / 1,741市町村 |
|                  | 権利擁護支援の行政計画等の策定推進             | ・全1,741市町村                                  | 市町村による計画策定・必要な見直し                                                                                                                                                            |       |         | 策定状況等のフォローアップ                                                             |       | 市町村による計画策定・必要な見直し<br>1,210 / 1,741市町村                                                                                                                           |
|                  | 地域連携ネットワークづくり                 | ・全1,741市町村<br>・全1,741市町村<br><br>—<br>—<br>— | 市町村による制度や相談窓口の周知<br><br>市町村による中核機関の整備<br><br>中核機関のコーディネート機能の強化<br><br>市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施<br><br>市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築<br><br>取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等 |       |         | 市町村による周知の継続<br><br>市町村による中核機関の運営<br><br>権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討 |       | 制度や相談窓口の周知<br>1,575 / 1,741市町村<br><br>中核機関の整備<br>1,070 / 1,741市町村                                                                                               |

市町における  
地域連携ネット  
ワークづくり  
においても  
「担い手の養成」  
は重要課題だが

= 成年後見  
制度の担い手  
でいいのか??



## 2. 成年後見制度の担い手の現状

### 成年後見関係事件の概況(最高裁) 令和5年1月～12月

#### 成年後見人等と本人の関係

○親族 …… 18.1%

○第三者… 81.9%(前年比+1.0%)

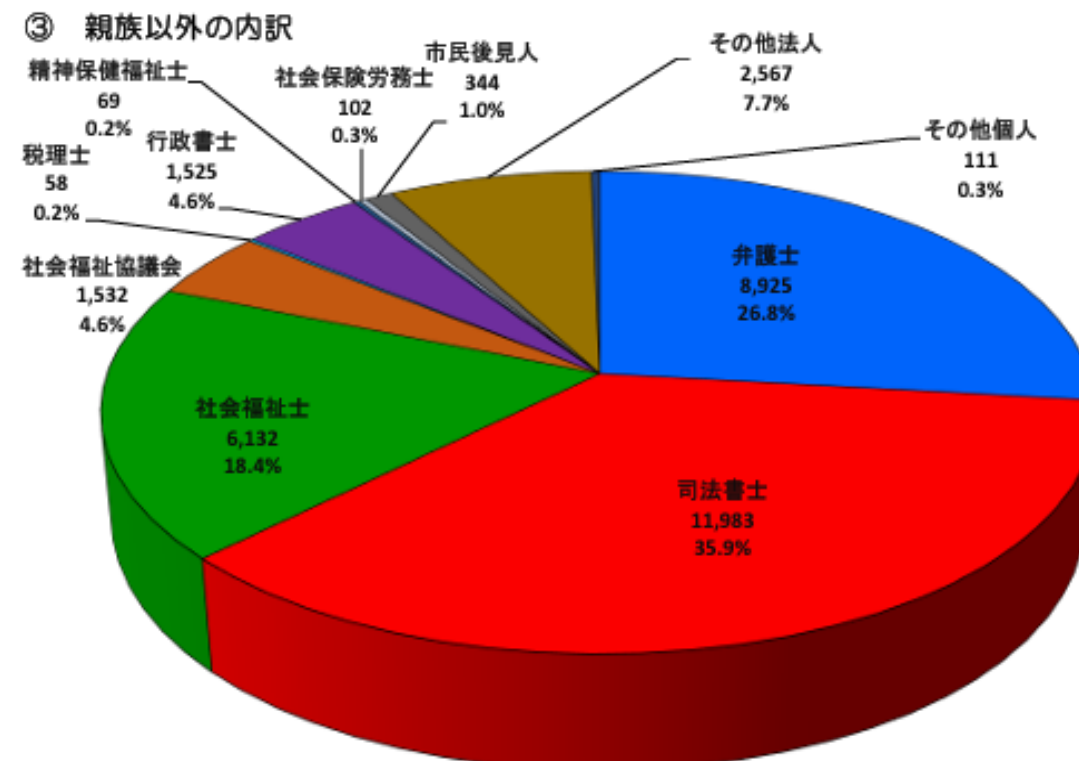
(主な内訳)

- ・司法書士 35.9%
- ・弁護士 26.8%
- ・社会福祉士 18.4%

・法人後見 12.3%(前年比+0.8%)

- 社会福祉協議会 4.6%
- その他法人 7.7%

・市民後見人 1.0%  
(前年比+0.2%、+73件)



関係別件数 合計 40,729件(前年39,573件)

市民後見人が選任される割合はわずかだが、件数は増えている

## 県内の市民後見人の養成・活動状況

### (1) 市民後見人が養成されている自治体（R6.4.1時点）

|      |                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 18市町 | 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、姫路市、宍粟市、丹波篠山市<br>(広域)たつの市、太子町、佐用町、相生市、赤穂市、上郡町(以下、西播磨)<br>(R6年度～)丹波市<br>(権利擁護サポーターのみ養成) 三田市 |
| 備考   | 中核機関は設置されているが<br>市民後見人が養成されていない市町: 西脇市、高砂市、淡路市、福崎町、市川町、神河町、香美町                                                             |

### (2) 県内の養成研修受講後の活動状況

|        |            |
|--------|------------|
| 修了者数   | 1,158名(累計) |
| 登録者数   | 297名       |
| 受任件数   | 66件        |
| 受任中の市町 | 10市町       |

全修了者の  
25%

登録者の22%  
全修了者の5%

(市民後見人を養成する18市町の回答)

### (3) 市民後見人以外の活動状況（複数回答）

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 法人後見業務 支援員              | 4市町 |
| 日常生活自立支援事業<br>生活支援員     | 7市町 |
| 地域への参加支援<br>(サロン等での支援員) | 2市町 |
| 施設等での虐待防止<br>・意思決定支援    | 3市町 |
| 訪問支援・見守り(日自以外)          | 5市町 |

※(2)(3) 厚生労働省「R5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」より

## (4) 市民後見人の養成をめぐる課題

### 〈養成している自治体では〉

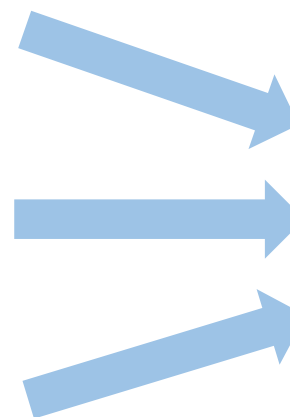
修了後の活躍の場が限られている  
(候補者登録しても受任できるとは限らない)

- ・市町規定の受任要件と合わず、候補者になれない
- ・監督体制が整わないと、裁判所が受任させない

仕事をしている人、子育て・介護中の人には  
市民後見人活動も研修受講もハードルが高い

国のモデルカリキュラムが難しい  
時間・回数も多くて参加者に負担

市民の受講動機はさまざま  
(後見活動だけが目的ではない)



修了しても後見人として  
登録する人が少ない

受講者が減少傾向に

後見活動以外の活躍の場  
どうするか

### 〈養成していない自治体では〉

- ・市町申立の現状をふまえると、市民後見人を候補者として推薦する段階ではない
- ・市町単独で市民後見人を養成するのはハードルが高い(規模・事務負担)

参考) 市民後見人養成カリキュラムの状況 (R5. 4. 1時点兵庫県まとめ)

|             | 国モデル<br>カリキュラム    | 最長<br>(伊丹市) | 最短<br>(明石市) | 権利擁護サポーター<br>(三田市) |
|-------------|-------------------|-------------|-------------|--------------------|
| 基礎編         | 25時間              | 31.5時間      | 9時間         | 12時間               |
| 実践編         | 14時間              |             | 9時間         |                    |
| 実習・<br>レポート | 実習 2か所<br>レポート 3回 | 実習 42時間     | 実習 6時間      |                    |

実習（体験学習）を導入する自治体

|                     |      |
|---------------------|------|
| 後見活動                | 14市町 |
| 施設・<br>相談支援機関ほか     | 8市町  |
| 日常生活自立支援事業<br>生活支援員 | 11市町 |

「市民後見人」の養成のみをゴールとしていない自治体

|                     |                                                                |
|---------------------|----------------------------------------------------------------|
| 宝塚市                 | ①権利擁護サポーター、②権利擁護支援者と段階的に募集し、活動に継続的に参加した後に、市民後見人候補者としての登録の意向を確認 |
| 西宮市<br>芦屋市<br>丹波篠山市 | 「権利擁護支援者」や「権利擁護サポーター」の名称で募集し、市民後見人以外の活動参加も案内している               |

市民を対象に養成研修を行う目的・スタイルは、市町によりさまざま

### 3. 権利擁護活動の裾野を広げる市民の養成

市民後見人養成研修の主な受講動機(実施機関へのヒアリングより)

- 誰かの役に立ちたい
- 後見活動をしたい
- 現在の活動に活かしたい
- 自分や身近な人のために学びたい



兵庫県では  
「市民後見人」の活動にとどまらない、  
**「権利擁護サポーター」を養成**

#### 「権利擁護サポーター」とは(定義)

権利擁護に関する視点と知識をもち、誰もが尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、市民の立場で地域での活動に参加するなどして、当事者の地域での生活・社会参加をできる範囲でサポートする人

#### 兵庫県「権利擁護の多様な担い手養成モデル事業実施要綱」より（抜粋）

目的：本人を中心とした権利擁護支援活動の一層の推進には、専門職のみならず地域住民も含めた多様な担い手の参画のもと、成年後見制度の利用に留まらず、意思決定支援を重視した権利擁護支援体制を、地域状況を踏まえつつ県と市町が連携して構築していくことが求められている。

そのため、住民・専門職・行政等が連携して本人中心の支援ができる体制のもと、住民が広く権利擁護の担い手として地域において活躍できる仕組みを構築することを目指し、後見活動に留まらず地域で本人に寄り添った相談活動や見守り活動などに参加する住民を養成することを目的として、県と市町の連携によるモデル事業として実施する



(参考)兵庫県社会福祉協議会「権利擁護の多様な担い手養成モデル事業検討委員会」

1. 趣旨

- ・ 住民・専門職・行政等が連携して本人中心の支援ができる体制のもと、住民が広く権利擁護の担い手として地域において活躍できる仕組みの構築を目指す必要がある。
- ・ ついては、後見活動に留まらず、地域で本人に寄り添った相談活動や見守り活動などに参加する住民(「権利擁護サポーター」という)を養成すること目的として、県と市町の連携によるモデル事業を実施する。

2. 検討事項

- ・ 県域でめざす権利擁護サポーター像(役割と期待)
- ・ 権利擁護サポーター養成後のサポーターの活動の場・連携先
- ・ 県域で実施する権利擁護サポーター養成研修のモデルカリキュラム作成  
→モデル研修の実施(三田市との共同実施)
- ・ 県・市町における養成研修実施上の役割分担・整理

3. 委員構成

|       | 所属 ・ 役職                    |
|-------|----------------------------|
| 三田市   | 健康福祉部地域福祉課 副課長             |
|       | 社会福祉協議会 権利擁護・成年後見支援センター 係長 |
|       | 〃 地域福祉課 副課長                |
| 宝塚市   | 高齢者・障害者権利擁護支援センター 所長       |
|       | 社会福祉協議会 地域支援部長             |
| 芦屋市   | 権利擁護支援センター センター長           |
| 加古川市  | 福祉部高齢者・地域福祉課 高齢者福祉係長       |
|       | 社会福祉協議会 成年後見支援センター センター長   |
| 三木市   | 健康福祉部介護保険課 介護予防係長          |
|       | 社会福祉協議会 成年後見支援センター 相談支援課長  |
| 学識経験者 | 県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科 講師      |
| 兵庫県   | 福祉部地域福祉課 地域福祉班長            |

3. 委員会等の進め方・スケジュール

| 時期     | 検討委員会での検討事項                                                                  | 検討委員会以外の事業等の予定                                             |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ～6月下旬  |                                                                              | モデル市(三田市) 打合せ<br>検討委員会委員調整<br>ヒアリング調査(養成機関)                |
| 7月30日  | 検討委員会(第1回)<br>①担い手の育成(県報告)<br>②ヒアリング結果<br>③権利擁護サポーターの定義・役割<br>④研修カリキュラム項目の抽出 |                                                            |
| 8月     |                                                                              | 8/20市町長申立研修(県主催)                                           |
| 9月10日  | 検討委員会(第2回)<br>①養成研修モデルカリキュラム<br>②養成研修の実施方法(開催形態)<br>③サポーター養成後の地域福祉活動支援       |                                                            |
| 10月    |                                                                              | 県協議会(1回目)<br>市町向け説明会(オンライン)                                |
| 11～12月 |                                                                              | モデル研修実施(三田市)<br>①11/30(土)、②12/7(土)、<br>③12/14(土)、④12/21(土) |
| 1月下旬   | 検討委員会(第3回)<br>①モデル研修振り返り<br>②県・市町の役割分担                                       |                                                            |
| 2月頃    |                                                                              | 県協議会(2回目)<br>意思決定支援研修(県主催)                                 |
| 3月     |                                                                              | 市町説明会(県)                                                   |

# 権利擁護サポーターとは

## 定義

権利擁護に関する視点と知識をもち、誰もが尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、市民の立場で地域での活動に参加するなどして、当事者の地域での生活・社会参加を**できる範囲**でサポートする人

## 期待すること

※ 権利擁護＝ 誰もが権利を行使しながら自分らしく生きること

### 権利擁護認識の獲得

- ・ 権利擁護の視点・知識を持つ
- ・ 権利擁護ニーズを有する人や状態に対し偏見を持たない

知る・学ぶ

### 地域の権利擁護 ニーズに気づく

- ・ 当事者の暮らしを知り、権利擁護のニーズに気づく
- ・ 地域生活の中で支援が必要な人に気づく

気づく

### 当事者の思いを 尊重し共に歩む

- ・ 当事者の社会参加を応援する
- ・ 見守り活動や集いの場などで当事者の話を傾聴する

共感・協働

### 市民の立場からの 相談・参加支援

- ・ 権利擁護に関する情報提供や相談に乗る
- ・ 当事者の意思決定を支援する
- ・ 地域で権利擁護の課題について話し合う

活動・協議・評価

## 地域での活動 イメージ

見守り活動 / 訪問支援活動 / 市民啓発活動 / 当事者団体・つどい等での傾聴活動 /  
当事者の社会的な活動への同行支援活動 / 市民後見人としての活動など  
広く権利擁護の担い手としての市民活動（専門職と住民の相談場所、地域の相談窓口など）

相互エンパワメント（当事者・サポーター自身・専門職ら）

## 市町における 支援策

養成研修

市民活動の  
コーディネート

市民活動の  
ネットワークづくり

## 参考) 県内の取り組みをふまえた権利擁護サポーターの活動例

### ○権利擁護ニーズの早期発見・関係機関への連絡

- ・地域や身のまわりでの権利擁護支援等に関するニーズの早期発見及び関係機関等への連絡
- ・ひとり暮らし高齢者や生活困窮世帯などを定期的に訪問し、見守り活動や話し相手等を行う
- ・引きこもりやゴミ屋敷など地域の中で気になる家に定期的にアプローチし、何かあったときに専門機関につなぐ

### ○広報・啓発活動

- ・地域に出向いて、成年後見制度等の権利擁護に関する制度や事業等の紹介
- ・市町や社協等が開催する権利擁護に関する普及・啓発イベント等のサポート

### ○当事者の社会関係づくり・社会参加への支援

- ・認知症当事者や障害者等のつどいの場等で、当事者の話を傾聴したり、ボランティアとして関わったりする
- ・地域のセルフヘルプグループ活動に、ボランティアとして参加する
- ・職場体験やボランティア活動、地域行事等に参加するためのサポート(見守り、声掛け、同行等)を行う
- ・当事者の趣味・余暇活動へ同行・参加する
- ・ひきこもりや不登校の方との話し相手等、社会とのつながりづくりに向けたサポートを行う

### ○制度・施策に基づいた相談支援等の活動

- ・市町社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の生活支援員として、福祉サービスの利用や日常的金銭管理等のサポートを行う
- ・介護サービス相談員として、介護サービス事業所等を訪ね、利用者の疑問や不安などを聞き、事業所や行政の橋渡し役となり、問題解決・改善のサポートを行う  
※障害者福祉施設等に対象拡大も考えられる(市町独自事業)
- ・地域密着型サービス事業者が開催する運営推進会議に、市町職員等の立場で委員として参画する(市町担当課と調整要)
- ・法人後見活動の支援員として、主に被後見人の身上保護面での支援を行う
- ・市民後見人として被後見人等へのサポートを行う

※実際に活動するためには、別途研修が必要なものもあります

## 権利擁護サポーターの養成研修について

権利擁護サポーターの定義・活動イメージ、県内及び国の市民後見人養成研修カリキュラムを参考に、令和7年度よりつぎのようなカリキュラムを県と市町が連携して行うことを想定している。

| 担当        | テーマ                  | ねらい                                                                                           | 手法                   | 時間  | 講師                              |
|-----------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----|---------------------------------|
| (1日目)170分 |                      |                                                                                               |                      |     |                                 |
| 市町        | オリエンテーション            |                                                                                               |                      | 15分 |                                 |
| 県<br>(市町) | 権利擁護と地域福祉            | 社会(地域)福祉の動向とともに、権利擁護の理念を理解し、支援の必要性を学ぶ                                                         | 講義(オンデマンド)<br>+ミニワーク | 80分 | 学識経験者<br>(ワーク部分は市町)             |
| 市町        | 市町の地域福祉と住民生活のいま      | 市町・地域の住民の概況や各種施策の施行状況とともに、地域福祉活動の実情を知る                                                        | 講義                   | 45分 | 市町担当者、<br>市町社協職員                |
| 市町        | 意見交換                 | 参加者の交流と、モチベーション維持を図る                                                                          |                      | 30分 |                                 |
| (2日目)155分 |                      |                                                                                               |                      |     |                                 |
| 市町        | 認知症の人のくらしと<br>思いを知る  | 当事者に日々の思いや今後の生活に向けた意向、必要なサポートなどの話をうかがうとともに、疾患・障害の特性や本人と接するうえでの心構えを学び、地域で安心して生活するために何ができるかを考える | 講義                   | 50分 | ①認知症の本人、家族<br>②地域包括支援センター等の専門職  |
| 市町        | 障害のある人のくらしと<br>思いを知る |                                                                                               | 講義                   | 50分 | ①障害のある本人、家族<br>②基幹相談支援センター等の専門職 |
| 市町        | 対象者理解及び当該市町・地域の現状    | 地域で孤立し、生きづらさを抱えた人の存在(ひきこもり・ヤングケアラー・ダブルケア等)を理解するとともに、支援の実情を学ぶ                                  | 講義                   | 40分 | 市町担当者、<br>市町社協職員                |
| 市町        | 意見交換                 |                                                                                               |                      | 15分 |                                 |

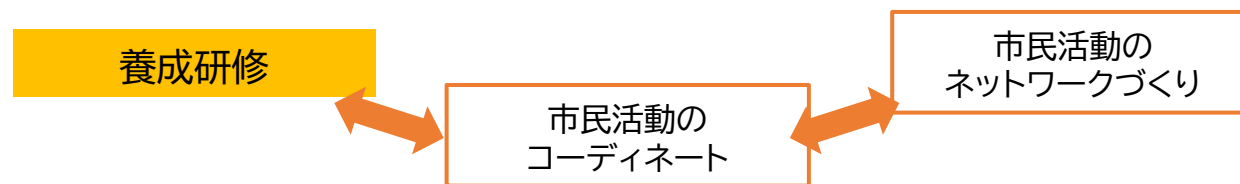
# 権利擁護サポーターの養成研修について

カリキュラム(案) つづき

| 担当            | テーマ                | ねらい                    | 手法                   | 時間         | 講師                  |
|---------------|--------------------|------------------------|----------------------|------------|---------------------|
| (3日目)165～180分 |                    |                        |                      |            |                     |
| 県<br>(市町)     | 意思決定支援とエンパ<br>ワメント | 意思決定支援の原則や基本的な考え方を理解する | 講義(オンデマンド)<br>+ミニワーク | 75分        | 学識経験者<br>(ワーク部分は市町) |
| 県<br>(市町)     | 対人援助の基礎            | 対人援助の理念等に関する基礎的理解を養う   | 講義(オンデマンド)<br>+ミニワーク | 60分        | 学識経験者<br>(ワーク部分は市町) |
| 市町            | オリエンテーション          | 今後の活動に向けて              |                      | 30～<br>45分 | 市町職員                |

## 留意点

- ・ 県が担当するプログラムは、各市町でいつでも実施いただけるよう、オンデマンドでの実施を検討中。
- ・ 市町でお話いただくことが可能な当事者が見当たらない場合は、県からの紹介または動画提供などを検討する。
- ・ 意見交換及びミニワークのすすめ方においては、県で素材は提供する。
- ・ カリキュラムは、他の研修と組み合わせるなど、適宜組替え・追加を柔軟に検討いただきたい。 例)認知症サポーター研修
- ・ 研修修了後の権利擁護サポーターの活動については、各市町の実情に応じて検討いただくこととなる。
- ・ 研修プログラムへの協力だけでなく、権利擁護サポーターの活動の場についても当事者の声を元に検討いただくことなども考えられる。
- ・ その活動のネットワークづくりやコーディネートにおいて、市町社協も協力できる部分があるため、市町社協には別途情報共有を行う。





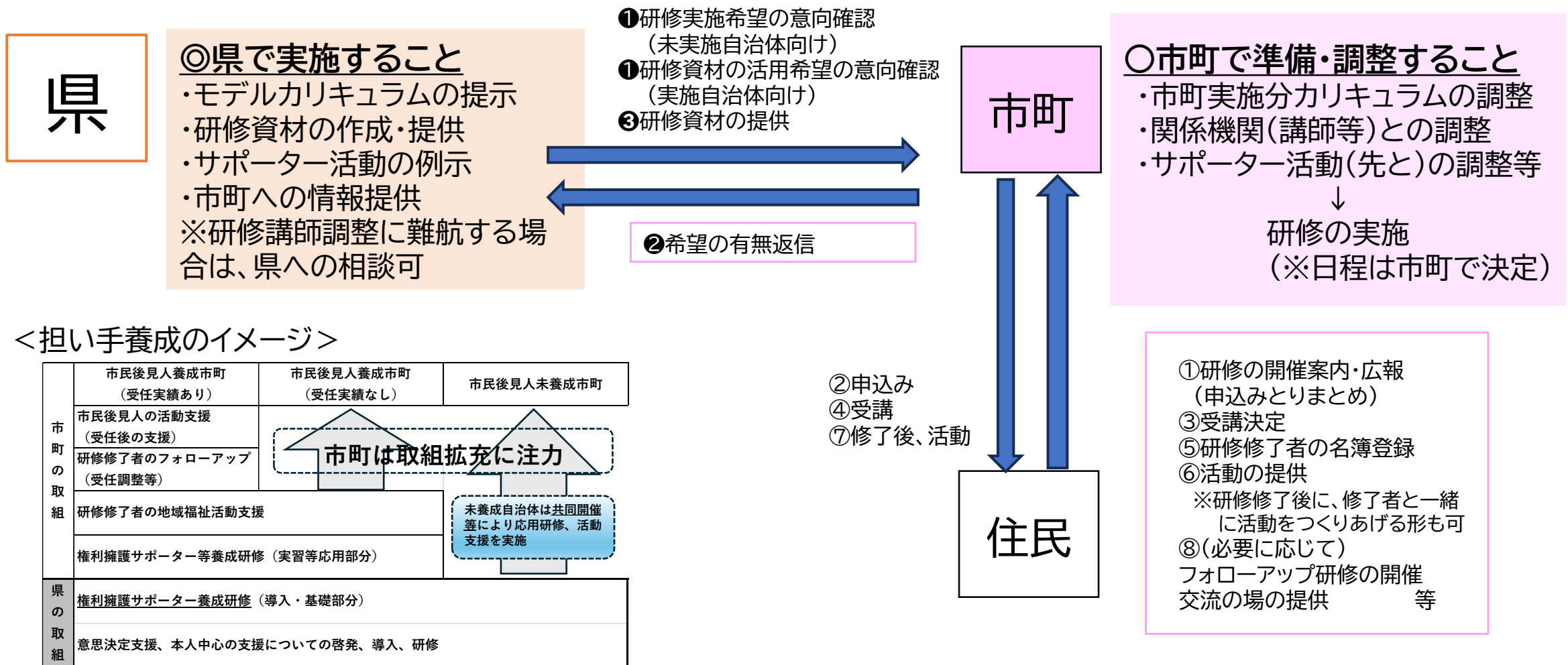
## 市民後見人養成研修との関連性について

- 権利擁護サポーターは市民の権利擁護活動の裾野を広げることを主眼としており、本研修の修了をもって市民後見人の候補者に登録できるものではない。別途研修は必要となる。
- 段階的に市民後見人を養成している自治体においては、市民後見人候補者として登録する前に、一定期間当事者の支援活動に地域で携わることで、当事者への理解を深めるだけでなく、当該市民がどのような場での活動が望ましいか、自他ともに考える機会となり、より円滑な支援活動につながっている。
- 権利擁護サポーターとして活動し、後見活動もしてみたい市民も一定数考えられるため、権利擁護サポーターと市民後見人との間の研修カリキュラムの互換性は考慮している。
- よって、すでに市民後見人を養成されている市町においても、当該科目に置き換え等が可能な場合は適宜ご活用いただきたい。

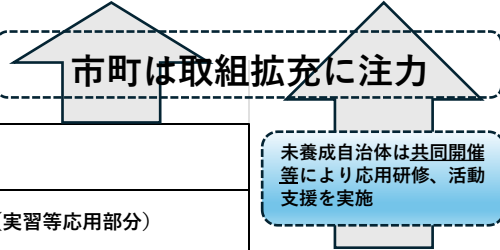
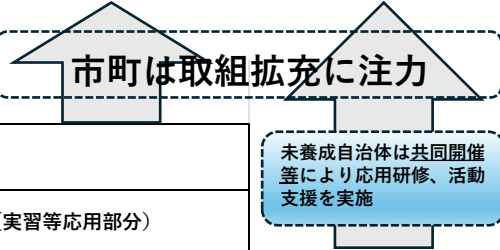
## 権利擁護サポーターと他の支援活動との関連性について

- 民生委員や福祉委員など、すでに何らかの福祉活動に参加している市民、あるいは専門職が権利擁護の視点を深めるために学ばれることも考えられる。
- 市民後見人とは異なるが、近しい活動として、持続可能な権利擁護支援モデル事業等の実施を検討される自治体においては、支援員・サポーター等としての活躍も考えられる。
- 市民後見人よりも幅広い対象のため、柔軟に養成研修を活用いただきたい。

# 権利擁護サポーター養成研修実施に向けた役割の整理



## <担い手養成のイメージ>

|                       | 市民後見人養成市町<br>(受任実績あり)       | 市民後見人養成市町<br>(受任実績なし)                                                               | 市民後見人未養成市町                                                                          |
|-----------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 市<br>町<br>の<br>取<br>組 | 市民後見人の活動支援<br>(受任後の支援)      |  |                                                                                     |
|                       | 研修修了者のフォローアップ<br>(受任調整等)    |                                                                                     |                                                                                     |
|                       | 研修修了者の地域福祉活動支援              |                                                                                     |  |
|                       | 権利擁護サポーター等養成研修（実習等応用部分）     |                                                                                     |                                                                                     |
| 県<br>の<br>取<br>組      | 権利擁護サポーター養成研修（導入・基礎部分）      |                                                                                     |                                                                                     |
|                       | 意思決定支援、本人中心の支援についての啓発、導入、研修 |                                                                                     |                                                                                     |

<今後の予定> 12月 三田市権利擁護サポーター養成講座

3月 市町説明会

## 4. 権利サポーターの養成・活動に関する課題

### ●令和7年度養成研修の企画調整

- ・三田市での研修実施をふまえ、現在検討中のカリキュラム（案）を完成させ、県担当部分の講義と、市町担当のミニワークのすすめ方をあわせて企画する
- ・「認知症・障害のある人のくらしと意思を知る」を各市町で実施できるよう、講師候補やすすめ方をまとめる
- ・カリキュラム（案）と進め方を、3月の市町説明会で説明できるようにする
- ・令和6年度中に県の講義部分については教材等をまとめておく

### ●研修実施市町との連絡調整

- ・令和7年度に研修を予定する市町と、当該市町での権利擁護サポーターの養成・活動イメージをすりあわせ、カリキュラムやスケジュールについて連絡調整を行う
- ・市町担当部分における研修のすすめ方のノウハウ提供、当事者の講師候補の紹介等を行う

### ●市民後見人養成研修との互換性・つながりの整理

- ・市民後見人を養成している市町が、権利擁護サポーター養成研修を活用する場合の、教材・講師候補・研修のすすめ方について調整する
- ・新たに市民後見人も養成する市町との間で、権利擁護サポーター研修との互換性・つながりについて調整する

### ●権利擁護サポーター活動のコーディネートにかかる提案

- ・市町社協に対し、地域福祉の推進の観点から、権利擁護サポーターの活動先やコーディネートのポイント、当事者団体等への働きかけなど、権利擁護ニーズのある市民とサポーターがともに活動を育んでいけるよう協力をはたらしかける